

昭和総合型地域スポーツクラブ Camellia (キャメリア) 規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本クラブの名称は、「昭和総合型地域スポーツクラブ Camellia (キャメリア)」(以下「クラブ」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 クラブは、次に掲げることを目的とする。

- (1) 遊びやスポーツを通して子どもたちの人間性や社会性を育む環境を創る。
- (2) コミュニティーづくりや地域とのネットワークづくりを行い、スポーツ愛好家の拡大を図る。
- (3) 成人のスポーツ実施率の向上を進め、健康増進に寄与する。
- (4) 子どもから高齢者まで多世代がスポーツを楽しむことができる新しいスポーツ環境を創り、地域住民の地域スポーツ活動及び生涯スポーツの振興を図る。
- (5) サッカーを中心とした「する」「かたる」「ささえる」ことのできる新しいスポーツ環境を整備する。

(事務所)

第 3 条 クラブの事務所は、山梨県中巨摩郡昭和町押越 1 5 0 0 - 1 押原公園管理棟内に置く

(事 業)

第 4 条 クラブは、昭和町、(社)山梨県サッカー協会及び(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブが協働し、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ教室
- (2) スポーツ研修・スポーツ講習会
- (3) 生涯スポーツ事業
- (4) サッカーの普及、育成、強化事業
- (5) 主にスポーツに関する広報活動
- (6) スポーツに関する指導全般
- (7) 文化・コミュニティー事業
- (8) その他、クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 クラブの会員は、個人会員で構成する。

(入会資格)

第 6 条 クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

(1) 原則として昭和町または近隣地域に在住または在勤するものであること。
ただし、クラブの目的に賛同するものであれば、居住地域等に関わらず入会することができる

(2) クラブが別に定める諸規定を遵守するものであること。

(入会の拒否等)

第 7 条 クラブは、前条の要件を満たしていないと認める場合は、入会を拒み又は退会させることができる。

(入会及び退会手続等)

第 8 条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申込み、会費を支払うものとする。

(1) 入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(2) 会員がクラブを退会する場合には、所定の手続きに従い届け出なければならない。

第3章 会 費

(会 費)

第 9 条 会費は次のものを言い、料金等は別に定める。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 月会費
- (4) 受講料
- (5) 雑 費

(会費の納入)

第 10 条 会費は、前条の会費を支払うものとする。ただし、受講料及び雑費は、必要に応じて、別途、現金によって支払うものとする。

(会費の不返還)

第 11 条 会費は、原則として返還しない。ただし、受講料及び雑費は返還する場合がある。

(会費の滞納)

第 12 条 会員が会費の納入を怠ったときは、クラブは、会員を退会させることができる。

第4章 組 織

(運営推進協議会)

第 13 条 クラブを円滑かつ適正に運営するために、別に昭和総合型地域スポーツクラブ運営推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 クラブの運営に関する事項は、協議会において決定する。

3 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(管理運営)

第 14 条 クラブの運営管理を行うために事務局を置く。

- 2 事務局を統括するために、代表を置く。
- 3 代表は、協議会会長が任命する。
- 4 クラブに、クラブマネージャー及び事務局員を置くことができる。
- 5 クラブマネージャー及び事務局員は、代表が任命する。

第5章 会 計

(資 金)

第15条 クラブの資金は、次のものとする。

- (1) 会 費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(資金の管理)

第16条 クラブの資金は、事務局が管理する。

(予算及び決算)

第17条 クラブの収支決算及び決算については、協議会の承認及び議決を得なければならない。

(会計年度)

第18条 クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第19条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定並びに施設の管理者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動する。これに反し、盗難・傷害等の事故が起こってもクラブ及び施設管理者並びに指導者に損害賠償を請求しないものとする。

(保険の対象範囲)

第20条 会員は、クラブが指定する保険に加入しなければならない。クラブは、活動中の傷害等については、クラブが指定した保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第7章 細 則

(細 則)

第21条 本規定に定めのない事項及び運営上に必要な細則は、協議会の決定でこれを定める。

(規約の改正)

第22条 本規約は、協議会によって随意改正することができる。